平成２２年（フ）第９１３号
川崎市川崎区小川町２番地11　遠藤方、前住所相模原市南区古淵６丁目27番11号
破産者　谷合　　純
1　決定年月日　平成23年３月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第５７３号
相模原市中央区鹿沼台２丁目10番16号　508、開始決定時の住所相模原市中央区矢部４丁目10番６―304号
破産者　小松　敬和
1　決定年月日　平成23年３月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第１４５５号
名古屋市中川区富田町大字千音寺字諸桑3224番地
破産者　太田　敦子
1　決定年月日　平成23年３月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２６０２号
名古屋市緑区鳴子町１丁目８番地　鳴子団地72棟302号、開始決定時の住所名古屋市緑区曽根２丁目262番地　メゾン朝野202号
破産者　井原　　充
1　決定年月日　平成23年３月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３５４０号
名古屋市名東区つつじが丘201番地　市営猪子石荘12棟103号
破産者　長谷川　都
1　決定年月日　平成23年３月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第９４４号
大阪府東大阪市横沼町２丁目６番３号　中川マンション303号
破産者　森本　松江
1　決定年月日　平成23年３月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３１８９号
大阪市城東区今福東３―15―22―208、住民票上の住所大阪府大東市住道２丁目７番12号ツインフラッツ701号
破産者　沖野　裕久
1　決定年月日　平成23年３月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３７４３号
大阪市東淀川区北江口１丁目３番１―101号
破産者　番所　高美
1　決定年月日　平成23年３月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３８１２号
大阪府松原市阿保７丁目９番３号、開始決定時の住所大阪府松原市松ケ丘２丁目８番11号
破産者　寒河江研司
1　決定年月日　平成23年３月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５１０２号
大阪市西区阿波座１丁目２番２―710号
破産者　杉本　　健
1　決定年月日　平成23年３月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５２４９号
大阪府枚方市御殿山町15番１―402号、前住所大阪府枚方市牧野本町１丁目３番７―12号
破産者　島井　東治
1　決定年月日　平成23年３月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６２３０号
大阪市東淀川区西淡路２丁目３番９号　リベルタ403号
破産者　きまぐれ居酒屋鷹虎こと　中田　道高
1　決定年月日　平成23年３月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７６６０号
大阪市住吉区大領５丁目11番24号
破産者　横路　武紘
1　決定年月日　平成23年３月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７７８３号
大阪府藤井寺市野中４丁目12番４号
破産者　日野　喜子
1　決定年月日　平成23年３月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８５６３号
大阪市東住吉区公園南矢田１―４―17　特別養護老人ホームくつろぎ内、住民票上の住所大阪市中央区日本橋２丁目12番23号
破産者　渡邊　道子（旧姓坂原）
1　決定年月日　平成23年３月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９０１９号
大阪市東淀川区豊里７丁目７番17号
破産者　梶原　敏彦
1　決定年月日　平成23年３月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９２６０号
大阪市城東区中浜３丁目18番21号
破産者　道本ハル子
1　決定年月日　平成23年３月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９２９８号
大阪市東淀川区南江口１丁目２番114―506号
破産者　吹田　大輔
1　決定年月日　平成23年３月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部